

学術集会発表および学会誌投稿における倫理指針

本学会学術集会の発表および本学会誌に投稿する際の倫理指針を以下のように定める。

1. 研究倫理について

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下、「研究倫理指針」という）」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）を遵守する。

- 1) 「人を対象とする研究」に該当する研究は、「研究倫理指針」に定める倫理審査委員会の要件を満たした委員会で承認を得ること。
 - ・倫理的配慮の内容及び承認を得た倫理審査委員会の正式名称及び承認番号を記載する。
- 2) 「研究倫理指針」で適用範囲外とされる研究及び事例報告は、倫理審査委員会の承認を必ずしも必要としないが、研究対象者に対し以下の①～④の項目について遵守し、当該研究に基づき倫理的配慮を記載する。
 - ① 研究参加の自由意思の尊重と同意の確認
 - ② プライバシーの保護
 - ③ 結果公表に関する同意
 - ④ 対象者が受ける利益や負担・リスク、安全性への配慮
 - ・事例報告の場合は、事例対象者に対して、原則同意を得ること（同意説明書、同意書、同意撤回書の記載例を参照）。研究対象者が死亡または意思判断能力が低下している場合は、代諾者による同意を得ること。また「事例報告 同意説明確認書」を事務局に提出する。
 - ・倫理審査を必要としない研究とは、人を対象としない研究であり、文献検討、入手可能なデータを用いた研究などがある（「『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針』における研究分類」を参照）。

2. 二重投稿の禁止

・学術集会演題登録および学会誌投稿の際には、他学会の学術集会あるいは学会誌で、既に発表、または今後発表が予定されている原稿は登録や投稿できない。

3. 学術集会の発表および学会誌投稿においては、上記の倫理指針を適用する。

（2019年度第1回理事会承認）

（2022年度第3回理事会承認）